

議会マネジメント組織としての議会運営委員会・2

新潟県立大学准教授 田口 一博氏

平成 28 年度議会運営委員研修会

H28. 8. 2 (火)・ホテル北野プラザ六甲荘

ご紹介いただきました田口でございます。今日の前半は前回の「議会運営、とは」の復習を少しいたしまして、後半では「議会運営は受け身でよいのか?」。受け身でないとしたら、議会でどのようなことができるのか。どのような事をすべきなのかという話をしてみたいです。

既にお立ちになっている方もいらっしゃると思いますが、お願いがございます。写真はどんどん撮ってください。フェイスブックでも何処にでも載せてください。

事務局の皆さんもお立ちいただいて構いませんので、委員の皆さんがこうやって研修を受けているところを、是非撮ってあげてください。神戸まで来て研修を受けているということを町民の方々に知っていただきたいのです。

○第 1 回（平成 28 年 2 月 3 日）の内容

前回の復習を少しいたします。資料の 1 ページをご覧ください。

「1 議会運営、とは」です。先ほど難波会長さんもおっしゃっていましたが、間違っ
てはいけませんし、やり直しも、なかなかできません。よく調べて、説明が
付くようにしなければいけないのが議会運営です。これは会議の運営だけでは
ありません。

東京都知事選挙が終わって、当選したとか落選したとかは責任問題になります。谷垣さんは上手いです。選挙の勝敗が分かったところで自転車でこけました。幹事長であれば、普通は責任を問われるのです。「党が推薦した人間が何故落ちてしまったのか。100 万票差をつけられたのは何故か。」です。でも自転車で事故をし、ケガをして交代したとなれば全然傷が付きません。これは上手いです。東京都の幹事長がどうなるかは私の知る限りではありませんが、議会はいつもその様なことを気にし、どうすれば皆が丸く収まり、納得して説明がつくか考えることだと思います。

そのためには、法律も真っ直ぐ見ると長いですが、角度を変えて見ると丸いという見方もしなければいけません。また、議会が何のためにあるのかというと、町民のためにあるのです。町民が幸せになり、町が良くなればそれでいいのです。ですから、町のためにはどうなのか。このような情報が出ていけば町民はどのように思うのか。町としてのイメージやプライドはどうなるか。といったことを考えて、運営をしていく。それが議会活動としての成果であると思います。

前回枠組みの中、「1、2、3、4」でお話ししたことは、議会運営は安全運転、事故を起こしたり、ぶつかったりしないようにしなければいけないといった点もありますが、場合によっては、町のために、今までやっていないこともやろうとしなければいけないかも知れません。また、やり方を変えようとすることも必要かも知れません。ですが、それも変えることが目的ではなく、町が良くなり、町民が幸せになることが目的ですから、改革もいいのですが、それで良くならなければなりません。

前回も少し言いましたが、M県議会と表現しますが、そのM県議会で改革をしました。それでM県が良くなったかという、良くなったという話はあまり聞こえてこないです。議会が一生懸命活動し、何かが良くなったということを経験の方々に感じていただければなりません。議会が活動することによって町政が良くなったと、町の職員や事業者に感じられなければいけません。それが議会の仕事ですし、その様に議会が回っていくようにするのが、議会運営委員会の役割です。

今日は議長さん方もいらっしゃっているようです。議長さん方からすると、議会運営委員会は、議長さんがどうすればいいのか決めてもらう場所です。

昨日、参議院で議院の構成が改まったので議長が選挙されました。参議院議長の挨拶はお聞きになりましたか。最近、議会の議長も立候補制にしなければいけないと言っている人もいますが、参議院はそういうふうになっていません。そして、是非、新聞なりで調べていただきたいのですが、議長の挨拶は、「皆さんの声を聴いて、一生懸命やっていきたい。」です。「私はあれをやりたい、これをやりたい。」とは、議長は絶対におっしゃいません。国会ですから議院運営委員会で決まれば、その通りにやるのです。国会の場合には、国会の中の常任委員長、特別委員長が集まった会議がありますから、そこで議事日程などは決めているのです。議運とは少し別建てのところもあるのですが、議長の仕事は、皆さんの声をよく聴いて、皆さんの決めた通りにやることです。

国会でいう皆さんの声をまとめるのが、今日、お集まりの議会運営委員の皆さんです。議員は皆、主義主張で出て来ていますから、皆、考えていること、思っていることが違います。皆の意見を踏まえて話し合い、決めるのが議会運営委員会です。議会運営委員会で決まれば、議長さんはひよっとしたら納得のいかないこともあるかも知れませんが、参議院議長が言われているように、もちろん衆議院議長も同じことを言いますが、「議運で決まった通りにやります。」と言うことです。これはある意味で天皇陛下と同じでして、「法律が出来ましたので裁可を仰ぎます。」と言われても、可という印鑑はありますが、不可という印鑑はないのです。これと同じです。議運で決まったら、それが議会の意思です。

今日は前回の話の続きとして、その意思を決めるにはどうしたらいいのか。議会がもう少し積極的に色々なことをやっていくためには、どうしたらいいのか。というお

話をしていこうと思います。

5 議会運営は受け身でよいのか？

では資料の2ページ、今回は4までお話しましたので、5からお話いたします。

「議会運営は受け身でよいのか？」と一番初めに書きました。議会は議決機関なので、町長から議案が出てきたら会議を開いて賛成か反対かを決めればよいというのですが、これは違います。地方自治法に「条例で委員会を置かないといけない」とは書いていないのですが、委員会を置いて委員会で所管事務調査をする。普段から調査をしているので、議案や請願が出てきても審議ができるのです。

(1) 議会の目標設定

兵庫県は、全町で委員会を置いていると思うのですが、常任委員会や特別委員会は委員会で審議をする前に、調査活動をどうするのか。よく考えてくださいということ、議運で話し合ってくださいといいです。特に特別委員会の場合はそうですが、議案は出てこないかも知れませんが、例えば、「我が町に早く道路ができるようにしよう、災害対策をしよう」と考えなければならない問題があるときに、特別委員会がどのような調査をするのか。視察に行くのもいいですが、地方自治法は、「議員に勉強してください」とは考えていません。人に考えさせて、議会にどれがいいかを選んでくださいということです。だって、皆さんは試験で受かっていないで、選挙で信頼を得て、名前を書いてももらった人がここに座っているのです。皆さんが優秀でないと言うつもりはありませんが、試験で答案が良かったという人がここにいるわけではないのです。

地方自治法、日本国憲法は普通選挙と書いていますので、誰でも議員になれないといけないのです。誰が議員になっても活躍できるように、議会にはしっかりと調査ができる人を配置し、議員は、しっかりと調査や研究をしている人の意見を聞いてくださいと言っているのです。

会長さん、福崎町の景気はどうですか。「今は良いです。」良いですか。そうすると、良いというのは誰が言っているのでしょうか。「商工会議所の人と話をしてです。」素晴らしいです。やはり自分だけの意見ではなくて、今、会長さんは商工会とおっしゃいました。町の中で仕事をしている事業者さんが良いと言っている。これは必要です。でも会長さん、少し意地悪を言いますが、その商工会の会長さんの意見は、議会でお聞きになっていますか。「話をする場があるのです。」場があるのは良いですが、それは参考人とか証人とか公聴会ですか。「いえ、懇談会です。」出来ればそういう懇談会を、地方自治法に書いてある制度に変えていただく。すると、全国実態調査で、兵庫県町議会は地方自治法に書いてある制度を使っていることになるのです。今、色々な

所で、終わったことの報告ではなくて、懇談会をやる動きがどんどん広がってきています。難波会長さんがおっしゃった様に、地元の地域の人たちと議会が話し合っ、情報交換をする場も広がってきています。

ただ、そのときに、霞が関や永田町の人たちが言うことがあるのです。「地方議会のために制度を作っているのに、全然使ってくれない。制度を全然使ってくれないで、〇〇条例とかを作り、そっちばかりを一生懸命にやっている。国会が作ったことを無視するのであれば、我々も地方議会の言うことを聞かない。」みたいなことを言うのです。

ですので、その懇談会は、議場でやってもやらなくてもいいですが、公聴会とか参考人とかをやっていただきたいです。全国の町村議会実態調査で、全国の町村で年間公聴会を開いた回数は1桁です。参考人は100人位しかいません。そういうところの数字を上げていただきたいです。やることは同じですが、ちょっと看板を付け替えていただくと、「町村議会は、やっているな。兵庫県は、会長が良いからよくやっているな。数字が上がったな。」ということになるのです。おかしな話ですが、「今の町村議会は、法律で決められた制度を全然活用していない。」と誤解されています。実態調査の結果を見て、「都道府県議会は、最近20年位でそこそこ数字が上がってきているのに、町村議会はやっていないじゃないか。怠けている。」と言われてしまうのです。やっている所もどんどん出てきていますので、おやりになっていない所は、やっていただきたいです。

今夏の参院選から18歳の人がある権者になり、18歳選挙権の話で多可町に取材に伺うのですが、有権者だと、今度から証人で呼ぶことが出来るのです。どうですか、副会長さんがお二人いらっしゃいますが、どちらかが先に、全国初で18歳の人を証人として呼ぶかをお決めになってはいかがでしょう。今やれば、絶対に全国初です。

何をやるのかというと18歳の高校生に、「君たちが我が町に住み続けていくためには、どうすればいいと思いますか。」と聞いて、証人で質疑をすればいいのです。何をやってもいいのです。「この間の参議院選挙は、投票に行きましたか。」と聞いて、「投票に行った。」と言え、ば、「投票に行って、投票所はどう思いましたか。」と聞いてもいいし、「行かなかった。」と言え、ば、「どうすれば行ってくれましたか。」と聞いてもいいです。9月定例会より前に臨時会を開かないと、全国初でなくなってしまうかも知れません。是非、全国初18歳新有権者の証人を呼ぶかを、お話し合いになってください。

今、申し上げましたように、何かをやろうと目標を決めないと、「議案が出てくるまで待っているのが議会なのか。町長が何も言わないで何もやらないと、議会は動かないのか。」と、誤解されてしまうのです。これは、実は、行政が仕事をするのと同じです。例えば、「4年間の議員任期の内どこまでやろう。」とか、「議運の任期が2

年間だとしたら、その 2 年間でこんなことをやってみよう。」とかです。議運自体が何かをやることは実はあまりないので、議運として議会の在り方を検討して、各常任委員会で参考人質疑ができるようにしようとかする。

監査委員さんをおやりになっている方は、恐らく今が一番忙しいと思います。監査委員さんが決算を見るだけでなく、国だと公聴会を開きます。予算のときと同じです。決算のときは担当課長を呼んで、「去年は、どうでしたか。」といった話をします。ですが、それだと少し、足りなくないですか。会長の町では商工会長さんと懇談会をするのでしたら、「去年、うちの町の中にどれくらい発注しましたか。」とか、「工事はどれくらい取ってもらいましたか。」「うちの町で発注した契約は良かったですか。」と、お聞きになったらいいのです。決算のときは、それが大事です。

最近では地方創生の話をよく研修でするのですが、神戸のような水の良い所で何処かの国のボトルウォーターが水差しで置いてあったら困ります。決算のときはそうやって、「うちの役場は、地域に発注したかな。工事は地元の業者にいつているのかな。その工事を請けた人は満足してくれているのかな。」ということを決算のときに聞いてみればいいのです。「TPPでこのような事業をやったが、どうだったか。」と課長に聞いても「一生懸命やりました。」としか言わないと思います。だけど農協さんに聞いたら、「いや、町がやることは、まだここが足りない。」とか、生産組合さんに聞いたら、「うちの班でこのようなことをやりたいと言ったのだが、駄目だと言われた。」とか、「27 年度事業でこのようなことをやったのだが、面白くなかったので、こういうふうに変えて欲しい。」とか、住民の中の色々な専門家に聞けば良いのです。

会長さんの町では懇談会で、「27 年度の我が町の事業は、どうだったでしょうか。」と聞いていただく。町の職員は「一生懸命やった。」と言うのですが、「こういう団体から、このような意見が出ている。それはどうなのか。」と言う。

議員は別に勉強しなくても話をちゃんと聞いていれば、質疑が出来ます。皆さんが調べるだけではなくて、先ず、住人、町民の中にいる色々な専門家の意見を聞いてやっていこう。それが初歩のはずです。

そうすると、目標設定として議運は、各委員会がそのような動きができるように計画を作り、議論をすることであると思います。議会として、あるいは委員会側としては、例えば、決算では公聴会を開き、住民の方 5 人に意見を言っていただくとか、予算を作る前に意見を聞いてみようとか、18 歳の人に何人か来てもらおうとか、成人式のときに新成人の声を聞こうとか、色々な目標を決めておく。目標通りに出来た。準備が間に合わなくて出来なかった。といったことが言えると、「うちの議会は、単に一生懸命やっていますと言うだけではなくて、頑張っているな。成果が出ているな。このような効果があるじゃないか。」です。事業者の方に意見を聞いて、「工事の発注の時期をもっと早くしてくれ。」と言われたら、「このような意見がありますので、町

長はしっかりと対応してください。」と言っていけばいいのです。それで来年になったら、「去年言われた意見を町に伝えましたが、改善されましたか。うまくいきますか。」というような話をするのが議会です。

昭和22年からこれらを地方自治法に書いたのです。残念ながら地方自治法には、「懇談会をやってください」とは書いていないです。やはり書いてあることをやって、その上で足りなかったら書いていないことをやった方が良くのかもしれませんが。

これは今まで、公聴会をやるとか参考人を呼ぶとなると、面倒な感じがしました。でも、面倒だと言っても、議長さんは書類の決裁はされますが、起案はされません。起案は事務局がするのです。参考人も公聴会も、やる仕事は、議会を招集する仕事と同じです。職員は優秀な人が試験を受かって入ってきていますから、別に大した仕事ではありません。ですので、やはり地方自治法に書いてあること。後半でもお話ししますが、証人、資料の提出、公聴会、参考人。それから後ほど申し上げる、これは特に兵庫県はいいと思うのですが、専門的知見の活用をどんどんおやりになって実績を作っていないと、兵庫県は、こないだ有罪判決を受けた県議会議員が有名になっていますから、そのような所と思われても困りますので、良い情報をどんどん出していただきたいと思います。

(2) 政策を語る議会に、「議会政策」はあるか

政策を語るのが議会ですが、「議会政策はあるか」です。議会に関する本が、今年になってから何冊か出ているのですが、私が読むと冷や汗が出るものが出ています。議会の議員が書いた本ではなく、議会事務局職員が匿名で書いている本が出ていて、「議会の職員になったらどうするのか」ということで、「市長の言うとおりになるように、議員を操縦しろ。」とか酷いことが書いてあるのです。そういう本に限って匿名で書いてあるのですが、昭和の終わり頃に「議会答弁心得帳」というのが出てまして、隠れベストセラーだったのです。今は絶版になっていますが、そこでは、「議会の答弁は、中身のあることをしゃべってはいけない。」「質問をされたら、その質問の中身を丁寧に繰り返すと丁寧に答えているように聞こえる。自分の答弁をする時間を削っているだけなので、それが一番良い。」とか書いてありました。最近の本は、それよりもたちが悪いことを書いてあります。「議員の操縦方法」とかを平気で書いてしまう時代になってしまい、「議会は事務局が主導でなければならない。」と言う人が研究者を名乗っていたりしまして、これは明らかにおかしいのです。

何故そうってしまったのかというと、議会政策を議会が考えてこなかったところにあると思います。この議会政策は難しいのです。さっき、参議院議長を話に出しましたが、「議長がこれをやりたい。」ということではなくて、「議会としてこういうことをやりたい、このようなことを実現していきたい。」というのが議会政策だと思う

のです。それを決めるのは、やはり議運です。何か政策を立ててみたらいかがでしょう。例えば、昨日、たまたまこちらへ来てテレビを見ていたら 1960 年頃の話（池田首相の所得倍増）です。所得倍増の話をも今の議会でするのは少し難しいかも知れませんが、町内への発注を倍増とまでは言わないですが、5%、10%増やそうということはできます。例えば議会の政策として、「町の予算の中で町外に出ているものをしっかりと見て、できるだけ町内でお金を使わせるようにしよう」ということを施策として掲げて、議員全員で取り組む。委員会で考えていく。その様なことはできるのではないのでしょうか。決算のときに監査委員さんは、お金を正確に使ったか見るかもしれませんが議会の議員は、「これは町内で買ったものなのか、町外に発注したものか。」を、監査委員とは別の視点で見ることができます。

最近あるのですが、文房具などはネットで買った方が安い。ネットで買うと確かに安いですが、兵庫県内あるいは町内にある会社であるかという点、絶対にないです。千葉とか、もしかするとアメリカとかです。同じ税金を町民の方々からいただいて、千葉の会社とかアメリカに払ってもしようがないです。そこで、「1円安いとか10円安いとかいう話ではなくて、町の中で回るお金を増やさないと意味がないのではないか」といった政策を立てる。町の中で回るお金をどのくらい増やそうという目標を立てて、議員、委員会がそれぞれに取り組んでみることは可能であるはずで

どのような目標を立ててもいいと思いますが、間違っても立てない方がいいのが、議員活動や議会活動の回数を増やすとか、活発にするのは止めた方がいいと思います。そうではなくて、盛んにするのは町の経済。今の言葉で言う「まち・ひと・しごと」をしっかりとやらなければいけないが、それは、議会が一生懸命活動することとは、質が別です。

前回もお話ししましたが、「議会が、一生懸命会議をやっている。議会が、一生懸命調査活動をやっている。」と言っても、普通の町民の方は評価してくれません。会社に勤めていると「会議をやっている。」と言ったら、怠けていることになるのです。「その様なことをやっている暇があったら、営業に行って1円でも多く売ってこい。」と言われるのが普通の会社です。議会の会議は合意を作るための会議ですから、結論を得るだけとか情報伝達をするだけの会議とは違うのですが、そこは、ほとんど分かってもらえません。民主主義は時間がかかることを、あまり理解してもらえないのです。ですから、「会議の活動を一生懸命やっています。議会は、会議で勝負をするのです。」と言っても、なかなか町民の方々には理解してもらえないです。だから、「やるな。」とは言いませんが、ここでは会議を開くことが目的ではなく、それは手段です。町の中で発注が増える。「まち・ひと・しごと」にプラスの影響を議会が与えることを目標にしないと、理解していただけないと思います。議会政策をやるときには、「議員が一生懸命やります。」ではなくて、「町に落ちるお金を増やします。」とか、「町

の外から通っている人に定住してもらえるようにします。」というようなことを政策として掲げてみるのが、良いのではないのでしょうか。

議会は、あくまでも議事機関ですから、直接、執行できるわけではないですが、その様な観点から町政を監視したり、町政を導いたり、政策を考えさせたりすることは可能なはずですが、人数が少なくなった議員ですが、それぞれに専門とか得意な部分があるはずですから、その得意な部分からアプローチをすればいいのです。そうして議会政策を立てないと、これは正しい言葉ではないのですが、「二元代表制といわれたときに、議会は何を考え、町長は何を考え、町としてはどうなのか。」ということが語れないのであります。これは、後ほどもう少し、具体的にお話をいたします。

(3) 議会の長期計画・実施計画

施策を考えて、次にしなければいけないのが、「行政と同じように計画を立てて実行すること。」です。これは、条例を作って頑張っているという所でも、ほとんど出来ていません。行政には、「どのような計画で、いつまでに何をやるのか。予算はどうなっているか。人員はどうか。」と質疑されるのに、議会に対しては、例えば町長が議長に反問権で、「議会の計画は、どうなっているのですか。」と、言う町長はいないです。いたら報告してください。ですが、やはり計画を立てなくては実行できないですし、誰が実現して誰が担当かということを決めないと、取り組みはできません。すると、議会が何かをするときに単に話し合うだけではなく、共通してこのように取り組もうということも、議員、委員会で話し合わなければいけないのではないのでしょうか。町の中で回るお金を増やそうと議会として考えたのであれば、「私は、このようなところに気を付けます。」「私は、このようなことをよく見るようにします。」といったことは、十分に可能だと思います。「私は建設業をやっているから、町の工事の発注が早い時期にできているか、よく見ておこう。」「町の事業者が落札しているのだが、町の人が仕事ができているか、よく見ていこう。」です。工事の発注のやり方などをよく見て、地元で取りやすくなっているかどうか確認していく。得意なところでやればよく、不得意なことをやる必要はないのです。もしも不得意なことをやるのであれば、誰か専門家にやらせればいいのです。

このように一人一人が活動目標を立てて、それを合わせると、議会としての活動目標が立てられるはずですが、年間計画とか、6月議会が終わってから9月議会までの間に何をやろうとかもできていくはずですが、一般質問も年何回、年何分とかの割り当てをするよりは、1年間の活動をこのようにしようと個々の議員がお決めになって、その中でやっていく。議会全体として同じような分野で皆がやり合うだけではなくて、少し役割分担をして、得意なことを中心にやっていく仕組みの方が、特に町村議会は人数が減りましたから、お考えになった方が良くと思います。

今の常任委員会は、元々その様な制度でした。会期の初めに選任し、議員の任期中在任するのが常任委員です。これはアメリカのコネチカット州辺りの制度が日本でも適当であろうと持ってこられたようです。その考えをやった人を見ると、例えば、「私は財政問題が専門です。」と選挙に立候補して当選したら、会期の初めに財政問題を取り扱う常任委員会に選任され、任期中その委員をやる。そのような仕組みを地方自治法を作った人は考えていたようです。今の市議会は、ほとんどの所が1年か2年で常任委員を交代しています。色々な分野の仕事が分かるという意味では良いことですが、地方自治法はどちらかというと、「議員は専門性を持ってください」という仕組みで作られています。そして、その専門性を持つためには、「常任委員会によく調査ができる人を配置してください。」と書いてありました。

今の国会だと、どのような人がやっているかご存知ですか。常任委員会には専門調査をやる人がいます。名前を言っても仕方ないですが、例えば役所にいた人であれば局長になった人が専門員になります。局長ですから次官のすぐ下です。今は少しだけ変わったのですが、事務次官と同じ給料を貰っている人が常任委員会にいるのです。会長さんの所では、議会事務局長の給料は副町長と同じですか。同じにしたら、皆、局長になりたがります。でも、国会はやっているのです。議会事務局長は一般職ではなくて特別職でもいいのです。地方公務員法に、議長の秘書は条例で特別職として雇えるのです。議長の秘書であれば町長よりも給料を高くしてもいいのです。その前に、議員報酬を上げた方がいいと思うのですが、その様な規定があるので使わないという手はないです。

議員のお手伝いをする人を議会が確保していると、議長が、「私はこのようなことしたい。」と言ったら、国会等では、次の日の朝にはレポートができています。国会図書館には、その様なことを専門で調べる人。そこを辞めたら直ぐに研究者になるような人が、いっぱいいるわけです。

国は、地方創生と言っているわけですから自由にやらせてくれるのかと言ったら、全然やらせてはくれません。計画を作り議会で揉んで持って行ったのに、「これはダメ、あれはダメ。」と県で止められたり、国は「できません。」なんてことはいっぱいあります。でも、その様な知恵をつける人は選挙で選ばれた人達でなく、試験や成績が良い人をどんどん雇ってくださいというのが、地方自治法の議会に関する規定です。委員会の補佐とか、議会の事務局員を雇用してくださいということになったのです。事務局の人で、副町長以上の給料になったら嫌だと言う人はいますか。誰も手が上がりません。少し考えた方が良くないのですか。ですが、議会事務局あるいは議会の議員の補佐組織は、そうなのです。神戸大学などでは、すごく一生懸命になって地域の政策問題を考えています。また、関西圏の京都・大阪には公共政策の看板を掲げている大学や大学院が東京よりも多くあります。そういう所と議会が連携するとい

でしょう。これの詳しい話は、また休憩後にお話しいたします。色々な計画を立てて、議会としてやりたいことをどの様にしたら実行できるか、議運でしっかりと揉んでください。

(4) 議会の活動評価

色々な形で計画を立てると、今度は「計画通りにできたか」「計画通りにいかなかったか」と評価ができます。これは「Plan-Do-See」などと言いますが、計画を立てたら見直しをして、「上手くいったか」「いかなかったか」を評価し、上手くいかなかったら何が原因で、どうすればいいのか考えなければいけない。特に議会の場合は町長と違い、「どうなっているのか。」と言ってくれる人はいないのです。そうすると、自分たちで評価をしなければいけません。外部評価をした所もあったみたいですが、すぐに止めてしまいました。何処とは言いませんが、議員の活動を誰かが評価し、それで議員報酬を上げたり下げたりする話です。そんなバカバカしいことができるわけがありませんので、直ぐに止めてしまいました。ただ、私などもそうですが、大学の研究者は、研究費を自分で稼がないといけなくて、「このようなことを調べたいのです。」というレポートを書いて、そのレポートの中身によって年額 500 万円とか 200 万円とか文部科学省から研究費がくるのです。外れると何もこないで、「自分で試験管を買わないといけなくて。」とか言っている人もいます。

しかし、議会は、それではまずいです。お金の出所は町長しかなく、町長が嫌がってやらないこともやらなければいけないのが議会です。「町長がやらないことを研究したいです。」と研究計画書を書いて、「そのようなことをやってもらっては困る。」と、町長が査定してはいけません。だから政務活動費は、何に使ってもいいように制度設計されているのです。温泉に 100 回行っていいか分かりませんが、それで兵庫県民が幸せになるのであれば、それは良かったはずで。ちなみに城崎温泉は、あの報道のおかげで有名になり、お客が増えたと豊岡市に行ったら言っていました。ですが、活動評価はやはり、「定量的に目標を立てて、ここまでできました。」と言えるような目標と評価を組み合わせさせていただく。例えば、「ここまで頑張ったので、政務活動費を作ろう。」とか、特に兵庫県ではやりにくいと思うのですが、「そういう活動をしないと町がうまく回っていかない。」という話をするといいと思います。

(5) 議会の成果の評価

これはずばり、町の行政だけではなく、町づくりそのものに議会がどのくらい貢献できたかということです。「人口が増えた」とか「若い人が定住した」とか「税収が増えた」とかです。行政活動の結果そうなるを見ると、議会としては、面白くないです。やはり、「そのような成果が出る政策的導きを、議会がしていた。行政統制をし

ていた結果、こうなった。」と言っていたけるようにしないとはいけません。大きなことから小さなことまでであると思います。

杉本副会長さんの町の成人式はいつですか。夏休みですか。「いえ、1月です。」1月だとすると、次に挙げる例をいくつもやっている町があります。1月第2月曜日辺りのちょうど議会をやっていない頃に成人式はありますので、晴れ着を着ている新成人に正副議長がインタビューをして、「君たちの抱負を語って下さい。」とか言って、議会だよりの表紙にするのです。8月に成人式をやっている所は、これから計画をやってもまだ間に合います。そのような計画を立てて、その子たちが、「議会は、私たちの言うことを聞いてくれる。」と言って卒業後に町内で就職をしてくれたら、それは議会の活動成果ではないですか。やはり、長いストーリーを作って、今なら「まち・ひと・しごと」に繋がるようなことを考え、議会の政策が町民の方々に見えるような仕事をしていくことを意識してみてください。1つ1つは点かも知れませんが、こういう活動をしているから定住してくれる。Uターンしてくれる。簡単にはいきませんし、まいた種を刈り取れるのは何年後かも知れませんが、議会は、このような努力をしていると言えるのではないのでしょうか。これには時間がかかりますが、やらないことには何もできません。

色々なことがあります。特に有効なのが政務活動でしょう。議長会の活動も重要ですが、議会としてまとまらないと議長さんは動けません。例えば、町に道路を作りたい。高速道路を伸ばしたいというときに、「高速道路はこない方がいい。」と言う人もいます。日本国外、ヨーロッパ・中近東などを見ると、「町づくり、国のために観光客は来たほうがいい。」と言う人もいれば、「いや、観光客は宗教を冒瀆するものなので、来たら爆弾で吹っ飛ばしてしまえ。」と言う所もあります。これは、どちらもあり得ます。政務活動もそうなのです。どちらもあり得て、町として議会として纏まらないものだけれど、こうした方がいいと思ったときに動けるのが政務活動です。政治家として動くとなると、例えば、今は選挙が終わったばかりですので、国会筋とかに働きかけてもいいのではないのでしょうか。

会長さんの町には、県選出の参議院議員は何回位来ていますか。「年に3回位でしょうか。」それは、選挙の時に頭を下げに来ているだけじゃないですか。「そういうところもあります。」議場に呼んだことはありますか。「ないです。」議場に呼ばないと、正式に町民の前に立ったことにはなりません。どこかのビール瓶の箱の上に立っていても、これは来たかも知れませんが、町として話をしたとするには、議場で話をしないと駄目です。郡選出の県議会議員も国会議員や代議士だって、皆、同じだと思います。特に国政が地方に重要な影響を与えるような問題は、今たくさんあります。そのときにどうするのかと言ったら、先ず、国会議員などを参考人として呼び、質疑をして、町民の前でしっかりと示さなくてははいけません。

政務活動はその逆で、皆さんが、国会なり中央省庁などに行って、地域としての要望、自分の政治家としての意見を届けに行く活動です。それが中々、外から見えないのです。町内で代議士を呼んだとなれば町民の方にも見えますが、例えば、兵庫県の会長として会いに行くと、県知事と同じ扱いをしてくれる。「大臣に会わせて。」と言ったら何とかかります。町長が行っても、これは中々難しいのです。大臣に会うときに、会長さんは、何人位随行を連れて行っていますか。「随行は1人です。」1人。それは議会事務局長ではないですか。「そうです。」これは、いっぱい連れて行くのです。町の課長や副町長などをです。「ちょっと計画してみます。」折角会長をやって忙しいのですから、それをやらないともったいないです。少し職権の乱用になりますが、会長をしているので大臣に会えますから、「うちの町のことを、次に、この課長にやらせるので頼みます。」と言って置いてくればいいのです。大臣の所に置いて帰れば、「これをなんとかしてやってくれ。」となり、「兵庫県でこのような話があれば、この町の、これをやろう。」と言う話ができます。

田中角栄元首相は、そのようなことをやる天才でした。政治家はそれができるのです。「まち・ひと・しごと総合戦略」を作って上手く通らなかつたら、「どうやれば通るのですか。」と、皆さんから投げかけて聞いて教えてもらい、場合によっては来てもらう。政治家、代議士などに自分の町に来てもらえば、1人では来ません。秘書を連れてくるだけでなく、役人を連れて来ます。役人を連れてきて、その人は呼ばれた町のことをよく調べて来ます。何かを言われたらこう答えようとミーティングしてきます。どんどんおやりになったらいかがですか。副会長さんの町もそうです。副知事と同じ扱いをしてもらえるのですから、どんどん色々な人を呼んでください。このようなことを、おやりになってください。

今は、日本の人口の1割しか町村に住んでいません。永田町や霞が関にいたる人に町村がどうであるかということは、感覚的にも、ほとんど分からないはずですが、兵庫県は瀬戸内海側の便利が良い所もあるのですが、そのような所ばかりではない。神戸の県庁に来るまでに3時間かかる所があるということを、東京にしかいたことがない人は、分からないのです。3時間あったら東京から大阪に行けるとか、飛行機に乗ったら台湾を飛び越してその先まで行けるといった感覚の人が、政策を決めたり考えたりしているのです。ですので、どんどん呼ばないといけません。私は東大で教員をしているときに、本当にそう思いました。東大の最寄駅に本郷三丁目という駅があるのですが、2分に1本地下鉄が来ますので、時刻表を見て行かないです。永田町の国会前を通る車のほとんどはタクシーですので、手を挙げれば止まってくれるのです。皆さんの町は必ずしもそうではないです。そういう所にしかいたことがない人が、地方創生なんて分かるはずないじゃないですか。とすれば、どんどん呼んで、考えてもらわなければいけないのです。

6 議会の事業計画

(1) 議会費予算に事業費は計上されているか

やはり議会としても、事業をやりましょう。平成 29 年度の予算を考えるのはこれからだと思いますが、議会として目標を立て、政策が実現することを考え、議員の割振りとか得意分野でこうやろうなどの計画を立てる。次にやることは、どのような事業をやり、どのような予算を付け、どのような人に係わらせるかということのはずです。

会長さんの町では懇談会をおやりになっていますが、懇談会だと費用弁償は出せません。条例に書いていないので出せないはずですし、出したら基本的に違法です。ですが、参考人や証人や公聴会なら出せるのです。

(2) 専門的知見の活用

(3) 公聴会

(4) 参考人

先週に行った長崎のある町では、銀行の支店長さんが定例会の一般質問のときに傍聴に来てくれるそうです。一般質問を聞くと、町で何が起きているかが分かるからだそうです。でも、聞いてもらうだけではなくて、話してもらった方がいいです。

今国会は直ぐに閉まってしまいますが、9月に臨時国会をやると、景気はどうかという話になるでしょう。景気はどうかと言った話のときは、日銀の黒田総裁を呼んで話を聞いています。皆さんの町にも指定金融機関のような金融の専門家や景気の専門家がいます。そういう人に、「町としての景気はどうかですか。」と聞いて、専門的知見の活用や参考人の制度を使って聞いてくださいと、地方自治法は皆さんにお願いしているのですから、使ってみてください。専門家は、何処か遠くから偉い先生を呼んでくるわけではないのです。町の中にもいるのです。「我が町の教育が上手くいっているか。」と思ったら、その専門家は、小学生や中学生かもしれません。「給食は温かい？先生は優しい？図書館に満足してる？」と小学校のことであれば小学生に聞けばいいじゃないですか。校長先生に聞いても「上手くいっています。」としか言いません。

この専門的知見の活用から参考人までの制度は、やはり自治法に書いてあるので使っていただきたいのですが、使うにしても、予算は必要です。例えば、参考人が1回来たら日額3,500円の費用弁償と条例に書いてあります。条例に書いてあるので予算はなくてはならないのですが、議会の事業費、例えば参考人費用弁償費年間20人分という予算措置がしてありますか。議長さん方、議運の委員長さん方は、そういう問題が起きたときに、「先に、補正予算を出す。」と言わないでできるようになっていま

すか。やっておかないといけないのです。「不用額で残してもいいが、議会には、このような権限が法律上あるのだから認めておかねばいけません。」と、言わなければなりません。

専門的知見の活用などはそうです。行政で何か調査をすとか、「まち・ひと・しごと総合戦略」を作るとなったら、町村であれば平均 800 万円～1,000 万円位の委託事業で出していたのです。議会費もその位なければおかしいのではないのでしょうか。800 万円といったら議員報酬どころか、副町長の年収位になっていたのです。それを補助者もない皆さんが審議するのは無理ですから、本当であれば「別の立場から見たときに、これの実現可能性はどうかを言ってくれる人を雇ってください。」と、地方自治法 100 条の 2 に書いてあるのですが、おやりになってはいないです。800 万円をかけなくてもやれる方法もありますので、それは休憩後にお話しいたします。

是非、専門的知見の活用・公聴会・参考人をおやりになってください。やるためには費用弁償等も必要ですし、会場は何処にするのか、年間計画をどうするのかも必要です。そこで調整をして、どういう人にいつ来てもらおうとか、どんなことを話してもらおうということも、年間の予定を立てておく必要があります。

行き当たりばったりではなく、「平成 27 年度の我が町の事業についてどうだったでしょうか。農業問題についてお話しください。」「税理士さん、漁業問題について意見を教えてください。」そのようなことを、今からお願いしてやっていただいたらどうでしょうか。

(5) 議会外の諸団体の「総合調整」

議会外の諸団体の「総合調整」が、議決事件の中に挙げられています。これは町長側にも権限として書かれているのですが、議会の権限として総合調整をすることが書かれています。自治法ができたときから書いてあるのですが、たぶんやっていないです。例えば、商工会と町の議会の関係は、どういうふうに調整されていますか。町に色々な団体があって、その総会に議会の議員がちゃんと出ているとか、あるいは議員の中にそういう会の役員をやっている人がいるかどうか、議会として把握できているかどうか。総合調整では、色々な団体に議会が関係していないとおかしいです。議会は町の意味を決定する機関ですので、様々な団体と意思疎通ができていないといけません。そして、場合によっては、それを議決しますというのが議会です。本当は、議会の日程調整はそのような調整をしないといけません。案内が来て初めて総会の日程が分かったのではなく、議会の会期がその日程と被らないように、議長、副議長、あるいは常任委員会の委員長がしっかりと出られるように調整をしないといけません。議会は議決でこうしてくださいと言えるのに、活かされていないです。やはり自治法に認められている権限は、是非使ってください。

自治法が作られたときに、「団体とはどういうものか」と質疑がありました。それは、商工会、農協、漁協とかだけではなく、PTAも町内会等も全て入るとなっています。これについても、後半で少し考えてみましょう。

(6) 議員研修

前半の最後に、今日は議運の研修ですので特に申し上げておきたいのが、議員研修です。単独の議会で議員研修をするのは、やり易いことではないのかも知れませんが、例えば大津にある市町村国際文化研修所に毎年何人送ろうとか、今日は議運の研修ですが、山縣局長、一般の議員さんが参加できる研修は議長会で何回かありますか。「11月に全議員の研修会がございます。」全議員研修会に全員来られるよう、予算措置とかバスの使用許可とかはどうなっていますか。研修計画は「行け」というだけでは困ります。

ちなみに今日は皆さん、費用弁償が出ているのでしょうか。「うん。」と頷いていらっしゃる方と、顔を見合わせて「えっ。」となっておられる方もいらっしゃいます。もしも出ていないという話であれば出ていなくてもいいのですが、議員派遣か議運の委員の方は委員派遣になっていますか。なっていないのであれば、もしも帰りに交通事故でぶつけられてしまったときに公務災害になりますか。ならないです。そういうところは、しっかりとやらないといけません。法律で決められた権限は使わないといけません。

議員研修を個々の議会でやるのが多少難しくても、オープンでやるのはありだと思います。お隣の京都府京丹後市で研修をやったときに、「単独市で議員研修をするのは少し大変なので、住民を入れたオープンな会にして下さい。」と言って、やることは議員研修ですが住民と一緒に聞いて聞く。そこで議員報酬の話をして、「やはり、上げないと駄目じゃないか。」という流れにして、報酬を決めた当時の議長さん（今は市長さん）と色々とオープンで議論しました。議員だけでなく住民と一緒にやれば、「皆で公費を使って勉強することもありだな。」と、理解していただけたと思います。

このような形で、「派遣の研修」「主催の研修」「議会自身が研修会を開いて住民と一緒に考えて考える」といったことは、どんどんおやりになっていいと思います。私も何回か兵庫県に呼んでもらっていますが、兵庫県では神戸大学、兵庫県立大学もありますし、京都、大阪にも様々な大学があります。また、兵庫県は比較的古くから研究が始まっていますので、兵庫県のことを研究している人が結構いたりします。そういう人達にも係わっていただいて、議会主催の研修の形で、色々な研究をするのもありなはずだと思います。是非とも平成29年度には議運で揉んでいただいて、議会でこういう事業をやってみようと、1つでも2つでも入れて、議会が色々な意見を入れながら議論しているのだと、専門家や町民にも協力を求めてやっているという姿を見せていた

だきたいです。地方自治法には、直接、議員に研修をしてくださいとは書いていませんが、議員の研修とは、色々な意見を聞くということだと思いのです。

それではここで休憩して、再開したいと思います。14時55分、4ページから再開いたします。

—休憩—

休憩を取ると言えば、議長さん方は休憩を取るときに、何とおっしゃいますか。「暫時休憩します。」と言ったのが傍聴席にいる人に、「3時休憩します。」と聞こえたみたいで、「議会は3時に休憩をしてお茶でも飲んでいいのか。」と思われるのです。

議会改革のときにでも少し言葉を変えていただいて、普段の言葉では暫時休憩と言いませんので、「ここで10分程度休憩します。」とか「ここで答弁調整のための休憩要求があったので、これを認めます。」と、分かり易く言っていただけると良いと思います。3時休憩と誤解されてしまいますから。

7 議会「事業」の実施

(1) 議会への住民参加

ア 法定のもの

証言・資料提出

議会の事業について考え方を少し別に考えると、議会に住民が参加する制度であると捉えることができると思います。地方自治法100条といえば、「100条は、やってもらっては困る。」とか「100条は揉めたときにするものです。」と思われているかも知れませんが、誤解です。地方自治法の100条ができたときに、「これは、議会に住民が参加できるようになった画期的な制度である。」と説明したのが、後に東京都知事になった鈴木俊一（当時は行政課長）でした。

戦前の議会は、地方議会が何かものを調べていて他の町に照会をしたいというときには、議長から町長に申し出て、町長が相手方の町長に照会をし、相手方の町長が適当であると判断したときには答えが返ってくるという仕組みでした。だから議会が何かを調べたいというときに、直接、町内の人に来てもらうとか資料を取り寄せるといったことは一切できませんでした。戦後に地方自治法を作ったときに、ここが一番変えられたところです。有権者であれば基本的に義務として、議会に来て証言すべきなのです。ただし、証言の手続きがやっかいなのは、選挙で選ばれていない人が議会では話すわけなので、「私は嘘を言いません。」と宣言しないとまずいのです。

杉本副会長さん、岡本副会長さんの町のどちらかで、全国初の18歳の証人を呼ぶ

ことをおやりになるとと思いますが、2 番手以降でやりたいという町は、100 条の調査は、住民参加が議員と同じようにできる規定であると思ってください。どこかの県で、知事と議会の仲が悪くなると、「100 条調査だ。」と言って大事にして、それで自治法が改正されたこともあるのですが本質は違います。知事とか町長は住所要件がない。何処に住んでいてもいいのです。だから 100 条の対象は有権者、選挙人と書いてあるので、知事や町長は、本来の対象ではないはずで、住民が参加できる制度です。住民が議会に来て話ができるという規定ですから、もっとフランクに使っていただきたいです。

公聴会

参考人

専門的知見の活用

公聴会、参考人、専門的知見の活用は条文を抜かずに書きましたが、専門的知見の活用は、やはり町村ではほとんど使われていません。ある特定の事について調査、研究し、その結果を報告して欲しいという制度が専門的知見の活用です。

学識経験者等ですから、誰に頼んでも良いのです。地元で高校があると思ったら、高校のコンピュータ部に「我が町の議会のコンピュータ活用について」と高校生に頼んでやってもらってもいいのです。大学がある所は大学でもいいですし、研究機関がある所は研究機関でもいいのです。専門的知見の活用は、どういう人でなければならぬとは書いていません。学識経験者等ですから、霞が関文学では「等」と書いてあったら、その他に「10」あるということです。そういうことなのです。町のことで、例えば財政や金融問題に詳しい人と言ったら、財政学者や金融学者ではなくて町の信用金庫の支店長さんかも知れませんし、農協の信用部長さんかも知れません。学識経験者“等”ですから、「等」の中には色々あるので、是非とも拡大解釈をして使ってください。

専門的知見の活用の利用例が増えてくると、議会のことを勘違いする人が減ってくるはずで、議会は、皆さんが思っている以上に知られていないのです。知られていないから酷い誤解をし、「おかしいじゃないか。」と言いがかりをつけられます。議員は真面目ですので「おかしい。」と言われると、「そうなのかな。」と思ってしまうのです。職員は「おかしい。」と言われても、「法律にこう書いてあります。」と平気です。法律がおかしいことも結構あるのですが、住民の方を向いている議会としては「おかしい。」と言われて、敏感に反応してしまうのは、むしろ良いことではありますが。

議会のおかしいことで、元々のことを調べると意外なことがあります。会長さんの町では議場で手を上げるとき、どのようにされますか。例えば「14 番、難波。」と言って手を上げるのですか。「14 番。」だけですか。「難波。」だけですか。「私の町では、

「14番、難波。」です。」何で14番と言うのでしょうか。「手引きではその様になって
いると思います。」法律に書いてありますとか、手引きに書いてありますとか、運用
基準に書いてありますとかの前に、なぜ14番と言うのかを考えて欲しいのです。今
でしたら14番じゃなく、12桁の個人番号・マイナンバーを呼ぶのかなと考えるので
す。

これは元々、戦前の会議規則を見ると、議場で名前を呼んではいけないのです。
番号を呼ぶのは、名前を呼ばないようにするためだったのです。何故名前で呼んでは
いけないかという、「難波。」と言って意見を言うと、「難波さんが言うことだ
からそうだろう。」と思って賛成したとか、反対したとかがあってはいけない。だか
ら議場で名前を言うのは懲罰だったのです。逆に、懲罰のときには名前を呼んでもよ
かったのです。「14番」と呼ぶようになったのは、明治時代にイギリスの議会制度を
モデルにしたので、イギリスの議会は今でも名前を呼んではいけないのです。名前を
言わないで出身地を言う。「何々州選出の高貴な血筋の優秀な誰々。」と、イギリスだ
からいいのでしょうか日本ではなかなか言いません。誰々の意見だから賛成した、反
対したを避けるために、14番なのです。

昭和30年代頃から流れが変わってきて、最近だと「名前を言わないのはおかしい」
とか、「会議録に名前を書かないのは情報公開からしておかしい」とか言われるので
すが、昭和40年頃までの議会の解説書には、名前を書かないのはこのような意味だ
とか、自由な議論、公平な議論をするために名前を呼んではいけないと書いていまし
た。議会の場合は、そのようなくちくく属するようなことも知っておかないといけ
ないと思います。少し昔の本を読んでも結構書いてありますので、事務局の皆さん
は、そのようなことを知った上で、今だったらそうは考えないかも知れませんが、
公平な議論のためであるということを踏まえて、今後どのようにしようかと考えてい
ただきたいです。

除斥を一般の会社の人に説明しても、なかなか理解してもらえません。今の商法か
ら独立した会社法の中でも、「一身上の問題は、除斥をして議論する。除斥をしてい
ないと無効である。」としているのですが、この間、何処かの会社でありましたが、
取締役会を開いて社長を解任するときに、本人がいる前で社長の解任を議決して、
堂々と新聞などに書いていることがあります。議会でしたら、絶対にそんなことはや
りません。議会が正しいのです。法律に書いてある通りにやっていないその会社がお
かしいのです。議会がやっている除斥は、その人の睨みがきいている所で議論する
のはやはりおかしいし、公平ではないので出てもらう。でも、その人の意見を聞か
ないのも公平ではないと感じたら、一身上の弁明を言いたいと入って来て、意見を言
って、採決のときには、出てもらうという流れになっています。

日本以外の国では常識なのに、一般社会で教えられていないことが多いです。議会

で行われていることを、なかなか分かっていないのです。専門的知見の活用を通じて、議会の常識が非常識なのではなくて、日本の会議のやり方の多くが非常識なのだということを知ってもらうようにした方がいいですし、「議員と一緒に仕事をしたら真面目で一生懸命な人で、こんな報酬でできるのか。」汗をかいている議員の姿を見たら、「議員はおかしい。」とか「ちゃんとやっていない。」とか言う人は、いなくなると思います。

イ 任意のもの

法律には書いていないことなのですが、どんどん住民参加を進めたらどうかというものです。

議会広報の編集協力

議会広報は、中規模以上の市や全都道府県では全部職員が作っています。町村議会と小規模市では、議員が作っています。読んで面白いのはどちらかというと勿論町村のもので、特に良いのが小規模町村で全部議員さんがパソコンで作っている広報です。だけど議会広報に、できれば住民の専門家あるいは一般住民や、場合によっては小学生や中学生を入れてもいいのではないのでしょうか。広報を作るということは、その前の議会活動にも参加していないとできません。議会活動に参加した上で広報を作ったら、「議会はちゃんとしていない。」と勘違いする人はいなくなるはずです。「議会広報は、どのようなものを読みたいですか。」ということと、「議会が、どのようなことを知らせたいか。」ということに、私はかなりズレがあると思います。例えば、週刊誌と新聞、テレビとの違いかも知れません。いやらしい言い方をすると、ニュースとワイドショーの違いかも知れません。「知りたいこと」と「伝えたいこと」は違うのです。議会広報が伝えたいことばかりになると、面白くない終わったことの説明が書かれることになります。終わったことの説明は、執行部に任せておけばいいのではないですか。「これからあることについて、ご意見をお寄せ下さい。」とか、「これからのことを皆さんと考えたいです。」というようなことは、やはり面白いと思うのです。

議会広報をどのようにしようかとなったときに、全国研修もあります。その研修をやっている人と話をするだけではなくて、是非とも地元の新聞記者と話をしてみてください。新聞記者とか地元のメディアに聞いてみると、「同時進行形の方が面白い。」とか、「これからのことが載っていた方がおもしろい。」とかを必ず言うはずです。

編集協力といったときに、パソコンの操作とか写真を撮ってくださいとか記事を少し書いてくださいとかもありますが、編集委員会の委員としてどういうものを載せたいですかという話は、もう少し、住民の方に参加していただいた方が良いのではないのでしょうか。

最近、「お知らせ版」というものを作っている議会があります。終わったことや決

まったこと、議案の賛否の結果、一般質問の答弁とかを載せるのが議会だよりなのですが、「〇月〇日〇時から〇〇議員が〇〇について一般質問をします。」と言って、2週間前に一般質問の発言通告を締め切って、回覧板で回してもらおう。そのようなお知らせ版を作っている議会があるのです。見て面白いと思ったら傍聴に来ます。CATV中継などを見てください。これからのことの方が、絶対に面白いのです。そこに参加できるとなると、なお面白いのではないのでしょうか。

色々な形で議会広報を工夫している所がありますが、そのときに気を付けるのが、議会の活動報告を載せれば良いという今までの思い込みに加えて、町民が何を知りたいのかを書いて、町民の中に読み手を増やしていくことをお考えになったらどうでしょう。ですので、編集作業を手伝ってもらう前に、編集委員としてどういうものを載せたらいいのか。どのようなものだったら読みたくなるのかを聞いてみるのも、大事な住民参加であると思います。

広報コンクールで最優秀賞や優秀賞をとる所の広報は、見ておいた方がいいです。広報が上手にまとめられているとか、レイアウトが上手だとか、表紙がいいとかも勿論、表彰の対象になりますが、結局、良い議会活動をしていることが一番ポイントとして高いところです。良い議会活動、ユニークな議会活動をしているからその結果を知らせる。あるいは、過程を知らせる広報が、高い評価を得るのです。議会や議員だけで作らなければいけないなんてことはありません。印刷業者さんが入ったり写真家が入ったりといった協力は今までありましたが、そもそも何を載せるべきか、何を読みたいのかということ町民と一緒に作ってみることも、考えてみてはいかがでしょうか。

議会傍聴（モニター）

傍聴に住民が参加する。これは、色々なものがあるようです。会長さんの町で今度子ども議会をなさるそうですが、傍聴はどのような人が来ますか。「父兄の方です。」保護者の方、親類縁者一同とか色々な人が来るでしょう。普段の議会で、例えば小学校の社会科見学等で議場を見せていることがあるのですが、それはどうですか。「過去には来ていましたが、最近はないです。」過去にはどのようなところを見せたのでしょうか。「傍聴に来ていました。出前講座で議会の仕組み等を説明しました。」良いですね。両副会長さんの町はどうですか。小学生は議会の傍聴ですか、見学ですか。「稲美町では以前に60周年記念事業として小学生に議員になってもらい、一般質問の体験をしてもらいました。それは常時ではなくその時だけで、その前にもやったことはあったのですが、そのような感じですよ。」

これは今までの主権者教育とかでもやったのですが、今までは、選挙についてどのような教育をするかということ投票箱を見せて、「皆さん、選挙の投票箱は折り畳みが

できて、鍵が2つ付くのです。」これで政治が分かりますか。分かるわけがないです。国会でもそうです。空っぽの議場を見せて、「皆さん、中央のあの背の高い椅子が議長席です。」議長の札が貼ってあるのですが、議長は胴の長い人になるのかなと勘違いしてしまいます。そうではなくて、やっているところを見てもらわないと面白くないです。但し、やっているときに「3時休憩します。」では、何をやっているか分からないです。

これは前に「地方議会人」で神奈川県箱根町のことで書いたのですが、その学校が見学に来てくれるのであれば、その学校のことを取り上げてあげればどうですかと。子供たちが分かるような言葉を使わないといけません。ホームページでキッズバージョンといって、子供達の分かる言葉で書くのです。電化製品の説明書のように小学校5年生でも理解できるように書く。それと同じように一般質問をする。このやり方もありだと思うのです。そこで「自分たちの学校のことをやる。」とか「自分たちの地域のことをやる。」とか、場合によっては見学に来た生徒と一緒に参加して、「傍聴ではなく、発言させてあげる。」議長席が変わるわけにはいかないですが、発言の方はいいです。「参考人で来てください。」と、その場で参考人にすればいいのです。

そのような形で、議会の傍聴も議場の見学から始めて、少しずつ傍聴者の意見を聞くとか述べるようにするとか、そのようなことを考えたらいかがでしょうか。議場で発言することは大変なこと、重いことであるのですが、そこでしっかりと発言することができた人は、議会の賛成者・応援者になってくれると思います。

公聴

一方で、公聴（議会が出て行って住民の声を聞く。意見を聞く。住民ではないけれど専門家の意見を聞く。）も、最近、少しずつ広がってきました。会長さん、先ほど商工会と懇談会があるとのことでしたが、商工会の方は全員が住民ですか。「住民でない方もいます。」でも、その人達はすごく大切じゃないですか。特に瀬戸内海側の方は町に工場・商店があり、その郊外から勤めている人とか、町職員でも町外から通っている人もたくさんいます。そういう工場とか商店の人に、「どうしたら我が町に住んでくれますか。」と話を聞いてみなければなりません。しかし、行政は住民票がない人は全然相手にしていませんから、やはりこれは議会の仕事です。有権者でなくても証人以外であれば呼べるのですから、町に勤めている人や通ってきている人に、「どういう意見がありますか。」と聞いてみて、その意見を町政に反映させていくのも議会にしかできない仕事ではないでしょうか。公聴で住民の声を聞くだけでなく、町の関係者とか専門家とか町に通勤・通学している人とか、そういう広い捉え方をしてもいいのではないかと思います。

計画策定への参加

行政の市民参加・住民参加といったときに行政計画を立てる際に、そこに参加をするべきだと1970年代（昭和40年代後半）から始められました。先ほど議会の基本計画を作ったり自主計画を作ったりといった話をしましたが、その過程もやはり、議運で揉むだけではなく、住民の方に入っていた方がいいのではないのでしょうか。色々な方がいると思います。兵庫県でしたら、住民監査マニアの方とかいらっしやるのでしょうか。あまり居て欲しくない人ではありますが、今までの議会のOBだけではなくて色々な立場の人に、議会がこれからの活動計画や目標設定をするというときに、入ってもらおうと良いと思います。

行政、国政等ではよくやるのです。国の審議会にメディアの人間を入れる。そうすると、その審議会で議論していることの悪口をメディアは書きません。良いか悪いかは別にして、地元の新聞の支局長を委員にして入れるのです。報道してくれるでしょう。色々なやり方があると思いますが、議会で計画を立てるにしても議会の独りよがりとか頑張り過ぎにならないように、執行部を入れる必要はないですが、色々な住民の方に参加してもらおうと良いと思います。

出前議会

出前議会ですが、住民懇談会とか議会報告会等の形で行われているのは、私も承知しております。そして、住民懇談会や意見交換会といったものが、最近、議会であまりやりたくないと言われていることも知っています。どのようなケースがあるのかというと、北海道の炭鉱があった栗山町が議会基本条例を始めたときに、その中に議会報告会が入っていたのです。議会報告会の入った議会基本条例の案を作ったのは、札幌市議会事務局に勤めていた職員でした。札幌市議会は恐らく神戸市と同じような所で、最低当選ラインが1万票以上になり、住民と議会との関係が希薄である。議会が何をやっているのかなか分らないので報告会をやらないといけないであろうと職員が考えて、基本条例を作ったのです。それを取り上げたのが1万5千人という栗山町だったのです。栗山町は、別に報告会をやらなくても、今日議員が何処で飲んでいたのか、皆知っているのです。何処かで何かをやった何てことは、その日の内に皆知っているのです。報告会はやらなくてもいいのです。

それで、現実に栗山町でやった報告会は、報告会と看板に書いてありましたが「合併を考える」という名前で、議会が調べたこと（町長部局や北海道庁が言わなかった問題）を町民に発信する会でした。その場に私はいましたので、間違いなくそうでした。報告と言っても決まったことを知らせるのではなくて、「近隣の町と合併するよう北海道庁が言ってきたが、議会が調べたら隣の町に隠れ借金がある。皆さん、それでも合併しますか。」と聞いて、「しないでもいい。」となりました。これは報告会では

なく意見交換会みたいなものです。報告会だけが一人歩きして、決まったことを報告するという会になり、何となくやらなければいけない気がするようです。最低当選ラインが1万5千票位の所はやった方が良くかもしれませんが、皆さんの所であれば、普通要らないです。むしろ色々な考えがある議員ですから、自分の後援会とか地元で、「ここだけの話ですが。」と話をした方が、皆さんよく分かってくれます。あまり囚われない方がいいです。地方自治法に書いてもいないことの義務は、ありません。札幌ではいいが我が町ではどうかと考え、我が町では個人単位あるいは町内会単位で議会が対応すればいいのではないかと等、やってみてください。それが報告会です。

もう1つの出前議会は重要な意味があり、議会が人を集めるのではなく、人が集まっている所に議会に行くという考え方です。これは良いことじゃないかなと私は思います。集まっている所に議会として出かけて、「こういうことをやって欲しい。こんなことは止めて欲しい。」とかの意見を聞くことは良いことだと思います。但し、そこに「出前議員」ではなく「出前議会」を冠するのであれば、1つやらなければいけないことがあります。1人の意見でもやらなければいけないときが有るかも知れませんが、皆が嫌だと言っても、町としてはやらなくてはならないことを決めなくてはならないのが政治です。すると、「こういう話を聞いてきました。町長、お願いします。」と言うのは止めましょう。そうではなくて、「これはやるべき。これはやらなくてもいい。これは時期尚早だ。地元でまとめてください。」というようなことを○×を付けて渡す。具体的に言うと意見書案を審議するときのように、「この1番は良いが3番は削ってくれないと乗れない。」といったようなことを議会の中で揉むことです。住民の意見を聞くことは非常に大事ですが、議会は、議会内民主主義によって成り立っています。議長であろうと何期務めていようと年長であろうと、1人1票であるということです。何位で当選しようとして1人1票だということは、住民の多数意思と議会の多数意思は違っていいということです。

さらに1つ言うと、議員にはリコールという制度があります。町長にもありますが、リコールという制度があるということは、皆さんは住民の意見のままに動く代理人ではなく代表者であって、住民の意思と違うことをやってもいいのです。それで納得がいかなければリコールされればいいのです。

ですから、出前議会をおやりになるのであれば住民の意見を聞き、生の声に接した後にはワンクッション置いて、「議会としてやるべきだ。やらないべきだ。考えたほうがいい。時期尚早だ。意見をまとめるように。」というようなことをコメントを付けて、町としてどうするのかを決めるべきでしょう。今までやってなかったことではなくて、請願や陳情や意見書を出すときに、そういうことはずっとやってきました。特別なことをやるのではなく出前議会をやって意見を聞いたときにだけ、町長に意見を渡しても、渡された町長も困ります。渡した議会は、「議会に言っても上手くいかな

いじゃないか。」と町民に言われ、誤解される。「結論として、議会はこのように提出しました。」と言うのをお返ししたり発表して、また、町長にも、そのような濃淡をつけて、請願や陳情の取扱いと同じようにされたらいかがでしょうか。

議会に集まってもらいより、議会が出て行く方がずっと良いと思います。そうやった方が人は集まります。住民の意見を聞いたら、できればその場でどうしようかという姿勢を見せてあげれば良いと思いますが、それは中々全員が出てくるわけではありませんから難しいです。だとすれば一旦預かって、こうしますという会議を別に開く。そして、それに慣れてきたら公聴会でできると思います。そういう仕組みを作ると、議会報告会には来て欲しくない人だけが来て、その人が独演会をやって帰るという多くの場所で見られる結果が、是正されるのではないかと思います。

(2) 議会の調査研究事業

今までは住民参加でしたが、今度はもう少し慣れた人を参加させるための話が、5ページからの調査研究事業です。

ア 専門的知見の活用・議会アドバイザー

イ 議会運営に関する《議会・議員共通》相談先

専門的知見の活用で、議会アドバイザーといった議会の研究者を置いている所があります。けれども、これはやはり政策の専門家であるべきでしょう。農業政策に詳しい人とか金融政策に詳しい人、地方活性化に詳しい人。議会運営のアドバイザーがいてもいいですが、「このようなときには、こういうふうに話をまとめる。」だけではなく、「それぞれの政策で、今はどういうのが良い。」と言ってくれるアドバイザーを何人か見つけておくといいと思います。これは単独ではできませんから、どうでしょう、兵庫県町議会議長会として何人か委嘱して、「町から照会があったら議長会の顧問として答えてください。」と、できるかも知れません。単独の町で色々な分野をカバーすることは難しいと思いますので、そのような動きが全国町村議会議長会まで広げられれば、全国の色んな大学、色々な研究機関を網羅し、何があっても分かるような体制、全国で分からないことはないという位にしてもいいのかも知れません。

ただ、少し気を付けていただきたいのは、議会の研究者はほとんどいません。会議規則のことを分かっている人は日本に数人です。そもそも、会議規則を読んだことのない人が議会の文章を書いたり、議会改革の講習をしたりしています。気を付けてください。会議規則は日本で一番研究が遅れている部門の1つであると思います。国会の会議規則には多少いるのですが、地方議会の会議規則に関しては全然知られていません。そして、議会の会議がどう行われているのかという結果である会議録を読んでいる人もほぼ0だと思います。会議規則を知っているだけではなくて、会議の次第書が頭に入っていないと議会運営はどのようにすればいいなんてアドバイスは絶対に

できません。だけど、現実にそのような人が議会アドバイザーとって「ああしろ。こうしろ。」と言っているのを見るのであります。今は議会の味方を増やさないといけないのでとりあえずは黙っていますが、仕事を頼むときに、もしもそういう人だったら、「議長はどのように口述すればいいのですか。」と聞くと、すぐに化けの皮がはがれます。「会議をどう運用すればいいのですか。」ということ、ちゃんとやってくれないと、議会運営に関するアドバイザーとしては妥当ではないです。

当面は県の議長会や全国の議事調査部をしっかりと使っていただくことで良いと思いますが、その際にどうしたいのかをおっしゃってください。政治の場ですから、答えはどちらでも書けます。どちらでも書けないと議会のアドバイザーはできませんし、してはいけません。ただし、最後のページに私の携帯番号やメールアドレスも書いてありますが、先ほども会長さんも言ってくれましたが、迷ったら休憩を取って携帯に連絡してください。だけどその時に、「どうしたらいいのでしょうか。」と聞き方をされても、それを私は責任を持ってお答えすることはできません。「こうしたいのだけど、どうしたらいいですか。」と言っていたら、その方法を考えます。

これは県の議長会も全国の議事調査部も同じです。「議長さんはどうされたいのでしょうか。議運の委員長さんはどうされたいのでしょうか。」というのを考えてから連絡していただければ、それに沿ったお答えを出します。答えはどちらでも書けます。「止めてください」「やってください」とか「できません、できます」等の答えは議会ですから、どちらでも書けます。だけど「どうしたらいいですか。」にはお答えできません。そういう形で議会アドバイザーを色々な形で鍛えていただきたいです。本当は研究者がもっと増えると良いと思います。

ウ 地域の大学との連携＝議会は研究材料の宝庫

→研究者・ゼミ

→地域連携・協力機関

→学生・大学院生

→留学生・研究生（研究者の卵）

当面は全国や県の議長会を使っていただきたいと思うのですが、議会と地域の大学等の連携や学生たちを議会に引き込んでいくと、大分話が変わってくるのではないかなと思います。

大学を引き込むことについて、研究報告を書いて欲しいとなると委託料とか報償金とかの問題になりますが、学生たちを連れてきて勉強させてあげるのであれば、全然違います。そのときには、表彰状だけ用意していただければいいです。良い研究をしたら議長の名前で、例えば運動会とかで何等賞を出すのと同じです。

色々な形で研究者に関わり合いを持たせる。大学の関係者や研究者に話しをする。

大学や研究機関と「議会が」関係を持っていただくと良いと思います。「議会が」ということが大事です。例えば、議会が研究者に、「町長が出してきた議案にこう書いてあったが、これはベストか。」「他所でどのような実例があるのか。」ということも聞けます。町長側にいくら質問や質疑をしても、「これが最高です。これが一番です。」しか返ってきません。であれば、別の人間に検証させればいいのです。そういう形で、大学なり研究者なりを使ってみてください。

上手に人を育てると、自分の町のことを研究テーマとして博士論文を書いてみようという学生も出てきます。今までだと歴史学をやっている史学の学生が町のことを調べるということはあっても、例えば会長さんの町で、今どんな問題、政策課題に取り組んでみたいですか。「やはり少子化対策です。」では全国一般ではなく、「福崎町の少子化対策について博士論文を書いて欲しい。資料は提供する。インタビューをしたのなら医師、保育士でも何でも紹介してあげる。町の病院にある資料も使えるようにしておく。」と、議長さんや議会だったらこのように動けます。研究者の卵を入口のところで捕まえておくのです。色々な形でそういう人を育てていくのも、議会の人材育成の1つだと思うのです。

日本の少子化とか高齢化は異常なスピードで起こっていますが、これからアジア圏のどこでも起こります。中国とか韓国でも、日本よりもっとキツイやつが起こると思います。日本の例を結構調べていて、留学生なども来ています。そういう子を支援してあげて、「我が町のことを調べてレポートを書いてね。」と話をすればいいのです。落選した増田さんも消滅自治体なんてケチなことを言わないで、それぞれの町がどうすればいいということを書けば、少し違ったのではないのでしょうか。だけど、町ごとで皆違うので、それは考えなくてはいけません。

国勢調査の速報値がそろそろ確定値になりつつありますが、増田さんが使った国立社会保障・人口問題研究所の5年毎に出ているレポートの数字を検証しましたか。合っていません。小さな町ほど誤差が大きいのです。地方創生総合戦略を作ったときに町長部局は見たかもしれませんが、議会はそういう検証をさせて、「我が町はどうだ。」ということ、セカンドオピニオンの違う意見をどんどん言わなければいけないはずなのです。そういうことを事業としてやっていかないといけないのです。研究者に委託料を払うだけではなく、そういうことは高校生の夏休みの自由研究でも十分にできるのです。支援をしてあげて、良い研究をしたら夏休み明けに議長名や議会運営委員長名で表彰してあげる。表彰してもらえば就職活動のときに賞罰欄に金文字で書けるのです。文化祭や運動会の際にだけ議長賞を出すのではなくて、将来の若者や研究者のために出してあげることだってできますし、その経費は表彰状1枚当たり100円しません。色々としてみてください。

議会の議員が自ら研究してはいけないと言いますが、研究させて、それを比較し、

どうするのかを考えるのが議会の役割です。色々な人が我が町のことについて調べて考えるという仕組みを議会で意識して作っていただくのがいいと思います。

エ 地域のシンクタンク

地域のシンクタンクは、あつたりなかつたりでしょう。一時バブル期の頃には町長部局が、〇〇町政策研究所を作った時期がありました。今はほとんどなくなっています。兵庫県の場合には職員労働組合（自治労）が作っている県のシンクタンクがあるはずですが、それぞれの町ごとに活動するところまでは難しいのではないのでしょうか。

だけど、これは何らかの形で作りたいです。難しいことではないと思います。例えば東京都議会は、東京都の幹部職員で退職した人を政務活動費をプールして会派で雇い、政務活動の補助をさせています。平たく言うと、東京都で部長や局長をやって定年退職をした人を会派で雇い、その人は仕事をしないで、その人が面倒を見た部下が現役でいますので、「〇〇議員からこういう質問がある。」と電話一本すると東京都の職員は優秀ですから、次の日には回答を届けるのです。町ではそこまでできないにしろ、やはり職員はある意味、町のシンクタンクにできる人です。退職者や識見監査委員OBとか、色々使える人はいると思います。少しずつ育てていって、地域で色々考えている人が集まる場が議会になると良いのではないのでしょうか。

オ 小中高等学校

→地域内

→他市区町村交流

現実的なシンクタンクとしては、小中高校も考えられます。小中高校生に町のことを調べて欲しいということと、町のことを調べることで小中高の先生方に、町の教材を作って欲しいということの2つがあります。

町の教材で歴史や地理に関するものは、まず100%作られていると思います。私たちの町ということで、歴史や地理、地質が書いてある小学校の補助教材、中学校の教材はあると思います。だけど、そこに決定的にないものがあります。「現在の政策課題」です。あるいは、「町の歴史に載っていない町がやらなかったこと」「失敗したこと」「正規の歴史から抹殺されていること」があるのです。

それは何処を見れば書いてあるかということ、「議会の会議録」です。議会の会議録は、やってないことは書いていないですが、「やっていないことを何故やらないのか。これをやればいいじゃないか。」ということが書いてあります。町の歴史には、これは問題があるということを書いていません。例えば、私が住んでいる横須賀市は、昔、原発の誘致運動をやっていたのです。誘致運動をやっていたことは市の広報に書いて

あるのですが、誘致運動に失敗したことは、議会の会議録には書いてありますが町の歴史には書いていません。市の歴史としては、失敗したことは消されてしまうのです。

現代の政策課題についてもそうです。これが問題ではないかということを経験者の皆さんが一生懸命探して、考えて、調べて、理解できるようにしています。対応したことは町の記録に残っていますが、対応できないこと、例えば先ほどの少子化問題、「どうするのか色々考えています。」はありますが、町の歴史としてどうするのか。あるいは、資料として中学生が学べるものはありますか。おそらくないです。そうであれば、議会の、特に一般質問や予算審議をやったときの記録は、町の現在の姿や政策課題を知るために、もの凄くいい資料なのです。

会議録を作って公立図書館に置いて小中学校に配っていますか。学校が100も200もあるわけではないです。学校図書室や学級に備え付けても、それほど大変な話ではないはず。それを見れば、町の課題や議会が取り組んでいることが、傍聴に来なくても分かります。できれば会議録だけではなくて、その解説編みたいなもの（議会だよりや会議録のサブ資料みたいな資料集）を付けてあげるのです。そういう仕事を小中高校の先生に、「町の議会ですら少し予算を付けるので、こういう政策に関心がある人は、お手伝いして頂けませんか。」と言うと、忙しいけれども学校はお金がないですから、やっていただけることがあるのではないのでしょうか。

また、今、そういう取り組みをすると、18歳選挙に備えて小中高校生に町の政策課題をしっかりとやっていると、学校の取り組みとしてプラスになるはず。教育委員会とよく調整してみてください。そういう資料がないと、現在の町の姿や、これからどうしていけばいいかということを知ることは難しいと思います。その資料は既に議会にありますし、記録も作られているのです。どういうふうに活用すればいいかということ。です。

8 議会の活動報告の改善

6 ページはまとめです。今までお話ししてきたことのほとんどを箇条書きにしてみました。

(1) 傍聴、ライブ放送は喜ばれるか

議会の活動状況の報告をしていただきたいのですが、傍聴とか、そのままの中継には視聴者はなかなか現れません。新聞記者に聞くと、「傍聴の大事さは分かるが、何時何分になにかあるのか分からないものを、ずっと聞いているわけにはいかない。皆、忙しいですから。」と言われます。発言時間を制限するのはあまり好きではありませんが、15分とか20分とかの中でこういうことを聞いて、これを引き出したいということをやった方が、話は伝わりやすいと思います。毎回そうでなくてもいいと思いま

すが、ここはちゃんと知ってもらうために、例えば1人15分ずつでしっかり議論・質疑をしようと決めると分かりやすいですし、予告編とか発言通告を事前に町内に配ることをすると良いと思います。

(2) 発言方法そのものの見直し

発言方法や、ここには書いていませんが、会議録の見直しも必要だと思います。会議録は、最近では国会と同じ形で作る所ばかりではなくなってきました。会議録は使うときに凄く使いにくいのです。昭和時代の会議録は速記者が作っていたので、検索をするために別に索引集を作っていた所が多いのですが、インターネット検索ができるようになってからは、索引が作られなくなってしまいました。例えば、介護とか少子化といった言葉を少子化だけの単語で調べると、その言葉ができる前のことは調べられないのです。介護といっても、ホームヘルプという言葉が途中から介護と変わってきている過程は調べられないのです。

図書館などでは、そのようなことを考えて調べられるようにしている所がありますが、会議録も、「記録を正確に載せるもの」と、「もう少し見てもらえる努力をしたもの」。例えば、見出しを付けるとか要約を作る。会議録と議会だよりを対応させるようにして何が載っているのか分かるようにする。議事日程で、一般質問についてと1行しか書いてないよりは、誰々議員のこういう質問と中身が少しでも分かった方が良いのではないのでしょうか。やはり、見てもらう努力は必要です。記録は記録として作るにしても、そのやり方は現状だけではないはずです。

(3) 発言通告書のあり方

1番簡単に上手くできるのは、発言通告書が、そのまま見出しや検索に使えるような形で、皆さんが、お書きになるのがいいのではないのでしょうか。

発言通告書ができれば議長会などで全て集めて、各町毎にどれだけ違うのか。各議員毎にどのような個性があるのかということを見比べていただくといいと思います。簡単に書いてたくさん質問しようとする所もありますし、原稿に近いものを出している所もあるかもしれません。発言通告書を単に議長に出すだけではなくて、それを見て住民がプラスになるようなものにするといいのではないのでしょうか。

(4) 議会の広報の見直し

ア 広報は「予告」こそ載せるべきではないのか

イ 事実（の要約）なのか、議事としての後日譚なのか

ウ 記録は会議録。読ませるのが広報なのではないか

そうすれば議会広報の中身も見れば分かり、これから何が起こるかを見せる部分が

できてきます。そして、やむを得ませんが詳しいことは会議録で見て、会議録を見ても分からないようなことは、むしろ議会だよりに書いてあってもいいのではないのでしょうか。

例えば議会だよりの一般質問で、こういう質問をして、こういう答弁がありましたと書くよりは、その背景を皆さんにおっしゃっていただいた方が面白いのではないですか。「私はこういう要望があったので、こういう一般質問を町長にしたところ、町長からこういう答えがあったので、今後は、私も地区選出の県議会議員に働きかけるようにする。」そのようなことで書いた方が、広報としてはむしろ良いのではないのでしょうか。議会だよりは議員が書いているのですから、議員の言葉でしか書けないこと、会議録を読んでも分からないこと、議場では時間の制限があって言えなかったことを書いて、「なるほど。」となることを混ぜた方がいいと思います。

(5) 投げ込み（情報提供）、記者会見がなければ記事はできない

そうすると、通告書にもそのようなことが書けるといいますし、議会のプレス（広報戦略）として議会だよりを待つだけでなく、地元の新聞を中心としたメディアにそういうことを記者発表するとか情報提供して書いてもらうこともできます。町長は記者会見をするのに、議長が記者会見する例はあまり聞かないです。でも、「今日の本会議で〇〇がありました。」と、責任を持って言えるのは、議長だけです。委員会だってそうです。記者がなかなか傍聴してくれませんが、書いてもらうとしたら1枚紙を渡して、「今日の委員会で、こんなことがありました。」と記者に提供すれば、町長の答弁書にも繋がって書かれるのです。

大抵の場合、町長側から質問通告書と答弁書は渡っていますから、それによって書かれるだけではなく、どういう背景で、このような質問や質疑をしたのか分かれば、もう少し、議会に関する報道は改善されるのではないかと思います。記者会見であるとか情報提供について、もう少し色々できるはずなのであります。

(6) 有識者・納税者に対する「有価証券報告書」は

(7) TPP時代 投資家・金融機関に対する説明責任

そのようなことをしていくと、「有価証券報告書」と書きましたが、議会としてある決まった形で、住民や関係機関に議会活動を報告していく「標準形」というのが、今はありませんが、できてくるのではないのでしょうか。

TPP問題がアメリカ大統領選の影響で行方が分からなくなってきましたが、TPPで1番大きな影響が出るのは、おそらく金融であると思います。町が何処かで起債をしようというときに、今は国が保証しているので、指定金融機関のような所が全部お金を貸してくれています。ですが、TPPになれば、おそらくどこの企業やどこの

銀行にも世界的にも開放するように、といった話が出てくるのでしょ

う。そのときに兵庫県であれば、どの町の金利を高くし、この町は危ない。危ないでは困りますが、判断基準があるのかどうかです。それは、議会や監査委員さんがしっかりと見ているという保証がなければいけないのでしょ

う。議会の会議録は、我が町がちゃんとやっているという、その議会の検証結果を示すだけではなく、最終的には決まった形で全国の足並みを揃えて、「この町は、きちんとやっています。」といったような意見も添えられるような議事をするということになるのではないでしょ

うか。一般質問は、採決をしてもいいのです。標準会議規則を見ると「発言」があって、それに「討論」とか「採決」があります。昭和20年代の議会では、「自由討議」という項目が会議規則の中にあっ

て、「討論」「採決」をすることが可能でした。今、「一般質問を採決する。」という

と、「え？」と思われるかもしれませんが、採決をすれば意見書と同じになり、町長に頭を下げて「こういうことをやってください。」と言わなくてもいいのです。「このようなことをやった方がいいと思うのだが、皆さんどうですか。」と聞いて、多数になるか誰も手を上げないかで、町長がやるべきかどうかは意見書と同じように決まります。町長に頭を下げて「私の言うことを聞いてください。」と言うのではなくて、議員の皆さんに「皆さん、そうですよね。」と言ってやるのが、本来の議会というものです。

今日は議会運営委員会の研修として、このようなことをやったらというものを、いくつ

か申し上げてきました。基本は、目標を立て、計画を立てて実行するというこ

とです。しかし、その実行しようとする中身があまりなくて、ただ、改革と言うだけではどうかと思いましたので、色々な内容を詰め込んでお話しいたしました。

実際におやりになって、あるいは考えていて分からないということがあれば、最後のページに私の携帯電話とメールアドレスを書いてありますので、議長会や私にご連絡いただければと思

います。話は、ここまでで終わりいたします。